

会 議 録

会 議 の 名 称	第2回宍粟市手話施策推進会議	
開 催 日 時	平成28年8月30日（火）午後2時～4時	
開 催 場 所	宍粟防災センター5階ホール	
議長（委員長・会長） 氏 名	委員長 岩本 吉正	
委 員 氏 名	（出席者） 岩本吉正、鳥越隆士、池上睦、藤田敏、八木昌幸、尾形治美、内海英満、門前真弓、春名郷子、大久保陽一、山根敏子、坂本幸子、溝脇守、中尾富子 （関係機関） 教育委員会事務局 学校教育課 谷尻副課長	（欠席者） 教育委員会事務局 社会教育文化財課 原副課長
事 務 局 氏 名	健康福祉部 志水次長、事務局、鳥羽係長、平瀬主査、柳田主事、後藤設置手話通訳者、伊藤設置手話通訳者	
傍 聴 人 数	3名	
会議の公開・非公開の 区分及び非公開の 理 由	<input checked="" type="checkbox"/> 公開・非公開	（非公開の理由）
決 定 事 項	（議題及び決定事項） 1. 手話施策推進方針修正案の協議	
会 議 経 過	別紙のとおり	
会 議 資 料 等	別紙のとおり	
議 事 録 の 確 認 （記名押印）	（委員長等） 委員長 岩本 吉正 	

(会議の経過)

発言者	議題・発言内容
事務局	<p>これより第 2 回宍粟市手話施策推進会議を開催する。</p> <p>それでは、会議次第に従い進めていきたい。はじめに岩本委員長より挨拶をお願いしたい。</p>
岩本委員長	<p>台風の接近で会議が開催できるか心配していた。本日は、第 2 回目の会議となる。手話施策推進方針についてしっかりと議論いただきたい。</p>
事務局	<p>議題に入る前に、本日、会議録の修正分を配布している。これで良ければ、市のホームページに公表したい。</p> <p>《意見なし》</p> <p>それでは、次第に戻り、協議を進めていく。なお、議事の進行は、岩本委員長にお願いする。</p>
岩本委員長	<p>それでは、協議に入る前に前回の会議で鳥越副委員長より質問があったと思うが、これについて教育委員会事務局より回答をお願いしたい。</p>
事務局 (教育委員会)	<p>前回ご質問いただいた、聴覚障がい児の在籍校についてであるが、児童 6 名のうち、市内の小学校に 3 名が通学し、残りの 3 名は姫路聴覚特別支援学校に通学している。</p>
岩本委員長	<p>副委員長よろしいか。</p>
鳥越副委員長	<p>もう一点、難聴学級や、そういった指導教室についても確認したい。</p>
事務局 (教育委員会)	<p>難聴学級については 2 校に 1 名ずつ在籍している。残りの 1 名については通常学級で学習している。</p>
岩本委員長	<p>前回会議での質問はこれぐらいかと思うがよろしいか。</p> <p>それでは、引き続き修正案を協議していきたい。予定では、3 時 50 分頃までとなっているため、スムーズな進行に協力をお願いしたい。</p> <p>まず、読まれて気になったところがあれば、積極的に発言いただきたい。</p>
事務局	<p>委員長、協議の前に事務局より、次第 2 の修正案の報告を行いたいが、よろしいか。</p>

岩本委員長	事務局、お願いします。
事務局	<p>今回の修正案は、第1回の会議及び会議終了後に各委員から提出された追加意見を元に作成した。</p> <p>資料 では、表の中に推進方針案を記載している。</p> <p>左側には、第1回会議で提案した案を、右側には今回の修正案を記載している。また、修正箇所は下線表記している。</p> <p>まず、冒頭の基本方針4行目「地域社会の実現するため」を、「地域社会を実現するため」に修正した。</p> <p>続いて、推進方針1 (1) 施策の推進方針の2段落目の「宍粟市ろうあ協会」を「宍粟ろうあ協会」に修正した。</p> <p>同文中の文尾の「目指します。」を「行います。」に修正した。</p> <p>推進方針1 (2) 文頭の左括弧が消えているので修正した。</p> <p>1 (2) の 「チラシ」を「リーフレット」に修正した。</p> <p>1 (2) の について、前回の委員意見を踏まえ、「手話を必要とする方に対して職員が手話で対応できるように」とし、元の形に戻した。</p> <p>1 (2) の について「手話の理解が深まるよう啓発リーフレットの配布や事業所が実施する手話教室等の開催を推進します。」とし、内容を具体的なものに見直した。</p> <p>1 (2) の について、事務局の修正案として、</p> <p>「手話やろう者への理解及び普及のための方策について、手話教室等にろう講師を派遣するなど、宍粟ろうあ協会や手話サークル団体等と協働して実施します。」</p> <p>「宍粟ろうあ協会や手話サークル団体等と協働し検討します。手話教室等には、ろう講師を派遣できる体制づくりを行います。」</p> <p>の2案を提示している。これについては、本日協議いただきたい。</p> <p>次に、推進方針2 (1) 施策の推進方針の2行目、「健聴者」を、「聞こえる人」に修正した。</p> <p>同文2行目、「情報を得ることを保障される権利があります。」を「情報を得る権利が保障されています。」に修正した。</p> <p>2 (1) の2段落目中1行目の「市の音声言語による行政情報等」を「市」を削除し、「音声言語による行政情報等」に修正した。</p> <p>同段落3行目に、「ろう者が主体的に生活していくために」を追加した。</p> <p>同文中の「努めます。」を「行います。」に修正した。</p> <p>2 (2) の について、同様に文尾を「努めます。」から「行います。」に修正した。</p>

事務局	<p>2 (2)の 「検討します。」を「関係機関と協議します。」に修正した。</p> <p>2 (2)の は、今回新たに追加した項目となる。内容は、「ICTを活用したタブレット端末での遠隔手話通訳サービスの導入について調査・研究を進めます。」というもの。</p> <p>今後の流れとして、テレビ電話や遠隔手話通訳サービス等の導入について実施方法などを調査し、予算化を含めて検討を進めていきたい。これについては、全日本ろうあ連盟が2013年8月に掲載した「テレビ電話を使った手話通訳サービスに対する指針について」も踏まえ、課題を整理したうえで、穴栗ろうあ協会とも意見交換を行いながら進めていく予定である。</p> <p>次に、推進方針3「手話通訳者の配置拡充、待遇改善等」について、「処遇改善」を「待遇改善」に修正した。</p> <p>3 (1) 施策の推進方針1行目の手話通訳者の役割について、「ろう者が日常生活の様々な場面で手話による意思疎通を行い、自立した生活を送るために手話通訳者の役割は重要です。」に修正した。</p> <p>3 (1) 2段落目文頭の「手話通訳者等」を「手話通訳者」に修正した。</p> <p>3 (2)の について、手話奉仕員に関する施策を に、手話通訳者に関する施策を に分け、それぞれについて養成、確保のための施策とした。</p> <p>3 (2)の について、「手話通訳者派遣事業の派遣報酬単価について、必要な見直しを行う」と修正した。</p> <p>最後になるが、推進方針5のその他の事項の2行目について、前文までの言い回しとの整合をはかり、「行うこと」を「行うもの」に修正した。修正点については以上となる。</p>
岩本委員長	<p>方針案については、1点ずつ確認しながら進めていく方法でよろしいか。</p> <p>《意見なし》</p> <p>それでは、資料 の1ページ目についてはいかがか。</p>
溝脇委員	<p>1 (2)の に市の広報紙とありますが、市の広報は紙だけではなく、しーたん通信などもあるので、あえて「広報紙」に限定する必要はないのではないか。</p>
岩本委員長	<p>事務局、お願いします。</p>
事務局	<p>溝脇委員の言うとおり、広報媒体についてはしーたん通信やホームページなどなどの媒体もあるため、適切に修正したい。</p>

岩本委員長	他に意見はないか。 続いて2ページ目につづる。推進方針1（2）の について、事務局より2つの案が出ているが、これについて意見があればお願いしたい。
中尾委員	について、ろう講師とは何か。教育委員会などから委嘱を受けた立場のことなのか。講師には何か条件があるのか。
岩本委員長	事務局、お願いします。
事務局	ろう講師については、特別な資格はない。記載のとおり、手話教室については、宍粟ろうあ協会や地元のサークルと連携しながら進めていきたいと考えている。手話教室のプログラムについても、各団体と相談しながら考えていきたい。
岩本委員長	他に意見はないか。
尾形委員	1（2）の ´ については、下線の前に「手話やろう者への理解及び普及のための方策について」、宍粟ろうあ協会や手話サークル団体等と協働し検討するということが。
事務局	お見込みのとおり、修正案 ´ のそれぞれの頭に「手話やろう者への理解及び普及のための方策について」がかかっている。手話の普及啓発には、宍粟ろうあ協会、手話サークルなどの団体と協働して検討したいと考えている。 補足すると、下線部の部分を とするのか、 ´ とするのかという提案である。「手話やろう者への理解及び普及のための方策について」の部分に変更はない。
岩本委員長	これについての委員に意見を求めたい。
八木委員	について「ろう講師を派遣するなど」とあるが、この「など」はどういった意味なのか。
岩本委員長	事務局、お願いします。
事務局	これについては、「手話やろう者への理解及び普及のための方策について」の具体例として、手話教室にろう講師を派遣することを挙げている。普及の方

事務局	<p>策については、手話教室だけにとどまらないため「など」としていた。</p> <p>これについては、内部でも の表現がわかりにくいとの指摘もあり、 の修正案を提示している。</p>
岩本委員長	八木委員、よろしいか。
八木委員	分かりました。
岩本委員長	他に意見はないか。
池上委員	<p>1 (2)の について伺いたい。事業所に対する施策として、手話の理解が深まるようリーフレットの配布や手話教室の開催とあるが、これでは手話の理解に関しての施策と受け取ってしまうため、聴覚障害への理解や聴覚に障がいがある方が仕事しやすい環境には、手話がなくても出来ることがたくさんある。</p> <p>事業者には、この点も含めて考えてもらえると、就労されるろう者は働きやすくなるのではないか。</p> <p>また、雇用促進法も改正されており、手話の理解だけでない部分についても重要になるのではないかと思う。</p>
岩本委員長	この意見も含めて、他に意見はないか。
池上委員	簡単に言うと、この方針では、手話の理解が深まるためのことしかやらないみたいとられてしまう。例えば、「ろうあ者が働きやすい職場環境と手話の理解が深まるように」といった表現があれば、より分かりやすいと思う。
岩本委員長	事務局、この意見についてはいかがか。
事務局	<p>この方針は手話言語条例に基づき、手話施策の推進をはかっていくための具体的な施策を検討いただいている。</p> <p>聴覚障がいのある方が職場で働きやすい環境については、障害者雇用促進法中で義務づけられていることであるため、障害者雇用促進法の中で取り込まれるべき部分になると考えている。</p> <p>推進方針の中で、広く企業に対して雇用、働きやすい環境を求めていくという方法も1つの案と思うが、そこを広げると手話施策推進方針が少しぼやけてしまうのではという思いがある。ただし、手話の理解という点については、聴</p>

事務局	覚に障がいある方への理解も含めた表現にしていく必要がある。
岩本委員長	池上委員いかがか。
池上委員	市の考えとして、別枠で考えているということであれば、それで結構です。
岩本委員長	他に意見はないか。
溝脇委員	同じく 番について、元の方針では、「手話の理解及び普及」とされているが、修正案には普及という言葉がなくなっている。この点について何か意図があるのか。
岩本委員長	事務局、お願いします。
事務局	事業者に対しても、手話の理解、普及に取り組む必要がある。池上委員の意見もふまえ適宜修正を加えたい。
岩本委員長	他に意見はないか。 <p>について、'の内容でまとまっていると思うが、いかがか。</p>
鳥越副委員長	私も 'の案で良いと思うが、ろう講師という名称が気になる。ろう者の講師でも良いと思う。ろうあ協会の方はいかがか。
八木委員	個人的には、ろう者の講師という言い方のほうが良いと思う。
岩本委員長	司会の立場を置いて発言するが、普段手話の指導をしている中では、ろう講師という言い方は良くは使っている。どちらも意味は同じかと思うため、宍粟市の実情に合わせて言い方を決めてもらえば良いと思う。 <p>1 (2)の 'について、'の案でまとめてもよろしいか。まだ意見があれば、言っていただいて構わないがいかがか。特にないようであれば、'の案で進めたい。</p>
中尾委員	番について、少し気になった点がある。宍粟市では、これまで過去何十年もろう講師が手話教室に行っている。'では、今から始まるような書き方がされているので、気になった。体制づくりを行うということで、さらに強化するなどの言い回しのほうが良いではないか。

岩本委員長	これに関して、事務局お願いします。
事務局	<p>推進方針1 (1)の2段落目に、「市ではこれまでも、宍粟ろうあ協会、手話サークル等によって手話の普及に努めてこられた。」とし、中尾委員が指摘されたろうあ協会のこれまでの取り組みを踏まえて方針に謳っている。</p> <p>また、 については、市の施策として実施していくことになるため、ボランティアで行う手話教室とは整理し、市として責任を持って手話の普及を進めていくという意味で謳っている。</p>
中尾委員	<p>何度も言うが、「さらに」といった表現を入れるのはどうか。市としては、これから取り組まれるのか分からないが、ろう講師はすでに、小、中学校、幼稚園などに行っている。もっと適切な表現があれば良いが。</p>
池上委員	<p>今、議論している部分について、三木市はすでに条例に沿って講座をスタートしている。宍粟市もそうであると思うが、この条例は「こころつなく言語条例」ということで、手話を普及するため、一般の方と、聞こえない方をサークルの方が繋げていく事を最終目的にしている条例だと思う。</p> <p>三木市においても、今までやっていた学校対象のボランティアのものとは異なり、きちんと事業として取り組んでいる。</p> <p>三木市の場合は、聞こえない人と市民が直接出会っていくようなやり取りが条例の目的に沿うのではないかという考えで、改めて市の事業としてやることを念頭に、講師の学習会を実施し、条例に沿って目的を持って、どのように指導していくのか、勉強しながらやっている。</p> <p>行政は条例の事業として、新しい考え方でやっていくという位置づけでいると思う。</p>
八木委員	<p>池上委員の意見について、今までは社協のボランティア依頼でやってきた。これからは、市も一緒に取り組むということで、そのほうが良いと思う。</p>
岩本委員長	他に意見はないか。
中尾委員	社協さんはいかが思われるか。
坂本委員	<p>中尾委員の言われるように、これまでは社協職員が調整して、学校へ派遣するということが多かった。</p> <p>さきほどの意見にもあったように、今後は市が関わりを持ち、色んな団体が</p>

坂本委員	普及のための活動を行っていくということで、聴覚障がいのある方、一般の方、みんなをつなぐという気持ちの意味で、 の表現でも良いと思う。
岩本委員長	他に意見はないか。なければ、 については、 'で進めるということである。に關しましては終わりました、また戻るが、 番についてはどうか。 との改正点について、意見があればお願いしたい。
藤田委員	の市役所の窓口に関して、職員は3年ごとで異動するので、手話を覚えることは大変と思うが、ぜひ全ての職員の方にも手話を覚えて欲しい。
岩本委員長	内容的には、そのままが良いということか。
事務局	職員の窓口対応について、全ての職員が手話を出来れば良いが、手話を完璧に覚えることは非常に難しい。ただし、窓口で、挨拶や、「少しお待ちください。」「椅子に座ってお待ちください。」「手話通訳者をお呼びします。」といった手話については、福祉部局の職員だけでなく、市役所全体で職員ができるように講習や研修を行っている。
岩本委員長	時間が限られているので、 、 に関しては、これで良いか。続いて2 (1)を確認いただきたい。八木委員から質問があるようなのでどうぞ。
八木委員	2 (2)の の災害時のところであるが、これに加えて急病や怪我をしたときなどの緊急時の対応についても記載してほしい。
岩本委員長	これに関して、事務局いかがか。
事務局	宍粟市では、前年度より緊急時の対応として、連絡網やフロー図を作成し、対応を行っている。ろう者の方には、災害だけでなく、急病などの緊急時の対応についても大切な事項であるため、適切な表現に見直したい。
岩本委員長	八木委員、よろしいか。
八木委員	結構です。お願いします。
岩本委員長	他に意見があれば、お願いします。

大久保委員	先ほど、八木委員が言われたところで、「関係機関と協議します。」という言葉ではなく、「関係機関と協議し、支援体制を構築します。」という形まで持っていくほうが良いと思う。
岩本委員長	事務局、お願いします。
事務局	大久保委員の指摘のとおり、これから災害時、緊急時の支援体制について構築していく必要がありますので、適切な表現に見直したい。
岩本委員長	他に何か意見はないか。
池上委員	<p>条例の前文に、聴覚障がい者が十分に手話を使うことができなかったという歴史が明記されている。</p> <p>ろう者の中には、自分の手話に自信を持って手話を使う場面が少なく、手話自身を十分に使いこなせていないろう者がいる。</p> <p>このため、手話通訳によって情報を十分に取得できないろう者もある。</p> <p>普段、聞こえる人たちの中で生活しているので、自分の手話に自信を持って話をする、そういう環境整備を考えていく必要がある。</p> <p>先ほど聴覚障がい児の話が出たが、ろう学校の先生に聞くと、幼稚部や小学校の低学年時にろう学校に通学し、手話ができていた聴覚障がい児が、地域の一般学校に行くことで手話を忘れてしまい、十分な情報が入っていないことに気づかないまま成長してしまうようなことがあり、心配しているという話をされていた。</p> <p>大人でも児童でも同じだが、自分自身の手話にもっと自信を持ち、手話を自由に使える場面がなければいけないと感じる。こういったことを施策のどこかに入れられないものかなと思うがいかがか。</p>
岩本委員長	これに関して、事務局お願いします。
事務局	たとえばそういった施策を打ち出すとなると、具体的にろう者の方に対して支援を行っていく必要があるかと思うが、ろう者が自分の手話に自信をもっていくためにどういった支援を行っていけばよいのか。
池上委員	三木市の施策推進会議でも提案をしたいと思っていることだが、たとえば放課後に聞こえない子どもが集まり、手話で会話ができる場所があれば良いなと思っている。

事務局	今の意見については、他市町での実施事例なども含め、今後の推進方針に取り込んでいけるか1度事務局で検討したい。
岩本委員長	他に意見はないか。
藤田委員	池上委員が言われたように、放課後に聞こえない子どもたちを集めて手話教室のようなものを開けたら良いと思う。 聞こえない子どもたちは、周りの人からの支援などで生活できているが、社会に出て苦労することがあると思う。そうすると自分の手話に自信をなくしてしまう心配もあるため、小さいときから手話を学び、今の社会の状況などを聞こえない子どもたちに手話で伝えていくことが大切である。
岩本委員長	藤田委員の意見も含め、事務局には検討いただきたい。 他にはないか。ないようなので次に進む。次は、推進方針3について意見があればお願いしたい。
尾形委員	3(2)の について、修正部分ではないが、「平成28年度から、各種講座、研修等に設置通訳者が関わることから、設置通訳者を2名体制とし、市窓口に通訳者が不在とならないよう体制を整備します」とある。 とてもありがたいと思うが、この文章からだと、各種講座、研修等に必要だから設置通訳者が2名になったという印象を受ける。設置通訳者の役割は、研修だけではないと思うので、設置通訳者の役割について事務局に確認したい。
岩本委員長	事務局お願いします。
事務局	尾形委員のおっしゃるとおり、設置通訳者は講座や研修のためだけに設置しているわけではない。ろう者の方の生活支援、また市役所窓口での意思疎通支援、派遣調整なども大切な役割である。3(2)の については、誤解を与えないよう適切に修正したい。
岩本委員長	他に意見はないか。
坂本委員	3(1)について、2段落目の「ろう者の生活を支援しています。」とあるが、ここを「ろう者の自立できる環境整備をする。」という言い方にしてはどうか。
岩本委員長	事務局お願いします。

事務局	<p>2 段落目は手話通訳者の役割について記載している。設置通訳者を含め、手話通訳者は、意思疎通を図ることだけではなく、ろう者の生活を支援する役割を担っているということを意味している。</p> <p>ここに環境作りを含めると、手話通訳者の役割が非常に大きくなってしまいうということで「環境整備」という言葉は入れなかった。</p> <p>ただし、尾形委員の言われるとおり、講座や研修だけが設置通訳者の役割ではないため、もう一度整理をしたい。</p>
坂本委員	分かりました。
岩本委員長	他に意見はないか。
中尾委員	これまで、10 年来、社協が学校などへの手話講座の窓口となっていたが、これからは設置通訳者の配置されている福祉課が担当されるということか。
岩本委員長	事務局お願いします。
事務局	普及啓発の協議の中でも説明したとおり、市の施策として市民、更には児童への手話教室を取り組んでいくことになる。このため、事業の実施に当たってはろうあ協会、手話サークル、社協、教育委員会など様々な機関や団体に協力が必要となるため、関係機関と協議し、対象や実施方法などについて検討していきたい。
中尾委員	中身についてはどうか。
事務局	<p>これまでは社協がボランティアコーディネーターとして調整されていたが、市の施策として実施していく取り組みについては、市が窓口となって進めていくべきものと考えている。</p> <p>ただし、この点についても、市だけで実施するというにはならないため、それぞれの団体と調整を図りながら、宍粟市の実情にあったやり方を考えていきたい。</p>
岩本委員長	他に意見はないか。
大久保委員	確認になるが、推進施策 2 (2) の について「市主催のイベントや議会本会議などにおいて、必要に応じ手話通訳をつけるなど、合理的配慮の提供を行

大久保委員	<p>います。」とあるが、この「必要に応じて」とは、そういった要望があればという意味で使われているのか。</p> <p>もう1点、推進施策2（1）の最後の行の「手話の使いやすい環境づくりを進めます。」と記載があるが、手話の使いやすい環境づくりというのは、具体的に言うとどういったイメージなのかお聞かせ願いたい。</p>
岩本委員長	<p>2点質問があった。事務局お願いします。</p>
事務局	<p>1点目について、現在、議会事務局では、手話通訳が必要な方については、傍聴の案内時に手話通訳の有無についてもお知らせし、必要の有無を把握している。議会事務局に手話通訳の申し出があれば、障害福祉課に派遣申請が入り、派遣調整を行う体制をとっている。</p> <p>現状、議会中全てに手話通訳をつけることは困難であるが、ろう者の方などから申し出があれば配慮がとれるよう連携を取っている。</p> <p>続いて2点目の「手話の使いやすい環境づくり」についてであるが、先ほどの議会の対応でもあったように、事前に配慮が必要な申し出があれば、内部で派遣調整を行うことや、市の実施する事業の中で、事前に配慮の必要の有無について確認ができるようにすることも、「手話の使いやすい環境づくり」に該当すると考えている。</p> <p>また、手話通訳者の派遣についても、派遣目的を日常生活に必要なことについては、派遣の対象として認めていくことで、ろう者の社会参加に繋がっていくことになる。他にも考えられると思うが、こうしたことを「手話の使いやすい環境づくり」として考えている。</p>
岩本委員長	<p>他によろしいか。</p>
藤田委員	<p>市のイベントなどで、チラシに「手話がついています。」と言うことを記載して欲しい。</p>
事務局1	<p>内部でも講演会の派遣調整について、事前に相談を受けるケースが増えている。こういった場合、事前にとりまとめが可能な事業であれば、手話通訳や要約筆記の配慮を希望する有無について確認を取ってもらうよう依頼している。</p> <p>例えば、タウンミーティングにおいては、今回からチラシに手話通訳・要約筆記の有無について記載されるようになっている。</p>

事務局 2	先ほど担当から「あらゆる場所で手話の使いやすい環境」について説明があったが、できるだけ具体的に表現できるよう事務局で検討したい。
岩本委員長	他に意見はあるか。
池上委員	推進方針 3 (2)の「派遣事業への報酬単価について必要な見直しを行います。」これは単価のことしか記載がないが、派遣事業全体について必要な見直しを行うという形にできないか。
事務局	池上委員の言われるとおり、報酬単価も含めて派遣事業について必要な見直しを行っていくという形に修正したい。
岩本委員長	他に意見はないか。それでは、私から 1 点伺いたい。 3 (2)の について、手話通訳の派遣事業について色々見直しをされると思うが、行政とろうあ協会、ろう者、手話通訳者も参画して見直しを行っていくのか。その点を確認しておきたい。
事務局	これまでの流れからすると、派遣事業の見直しについては、市で内部調整を行い、調整結果について、ろうあ協会、手話通訳者に情報提供や周知を行ってきた。見直しの協議段階から、ろうあ協会や手話通訳者と意見交換を行う場は設けていなかったため、今後はそういったことも必要になってくるのかと思う。他市町では、派遣事業の見直しを推進会議の中で行っているような市もあるため、見直しの方法についても整理していきたい。
岩本委員長	他に意見はないか。全体をとおしての質疑や意見でも構わない。
溝脇委員	推進方針 1 (2)の「市役所窓口において、手話を必要とする方に対して職員が手話で対応できるように職員に対する手話教室等の取り組みを進めます。」について、推進方針の項目は、1 は手話の理解を目的とした施策、2 は情報取得や手話の使いやすい環境づくりを目的としているが、 の「市役所の窓口において…」については、文中に「手話教室等の」という言葉があるため、推進方針 1 に属している。これは、内容からいうと推進方針 2 になると思うがいかがか。
岩本委員長	発言の内容がよく分からないため、もう 1 度お願いしたい。

溝脇委員	<p>推進方針 1 (2)の については、推進方針 1 ではなく推進方針 2 に該当するのではないかとということである。</p> <p>は、手話の理解や普及を図るための事項ではなく、手話による情報取得及び手話の使いやすい環境づくりに関する事項に該当するのではないか。</p>
事務局	<p>事務局としては、職員に対する手話教室をろう者、手話への理解として、推進方針 1 に記載していた。これについては、ぜひ他の委員の意見もお聞かせ願いたい。</p>
溝脇委員	<p>の下線の部分「手話を必要とする方に対して職員が手話で対応できるように」がなければ、推進方針 1 で良いと思う。ただし、下線の部分については、推進方針 2 の手話を使いやすい環境づくりに該当するのではないか。</p>
岩本委員長	<p>他の委員はいかがか。</p>
鳥越副委員長	<p>「市役所の窓口において、手話を必要とする方に対して職員が手話で対応できるようにします。」という文章を、推進方針 2 の手話による情報提供および手話の使いやすい環境づくりに関する事項として追加してはどうか。</p> <p>窓口において手話で対応するというのは、市の職員全員が手話をできなければならないということではなく、迅速に手話通訳者に連絡するような形で、窓口において手話で対応するという意味で、推進施策 2 の中に入れてはどうか。</p> <p>もう 1 点、手話に対する理解と手話の普及に関しては、「職員に対して手話講習等を行い、市役所の中で手話の理解普及に努めます」として、推進方針 1 に入れてどうか。</p> <p>市役所の役割を推進方針 1,2 それぞれに分けて明記してはどうか。</p>
岩本委員長	<p>鳥越副委員長の意見につて、いかがか。</p>
事務局	<p>2 名の委員から提案いただいたように、 を 2 つに分け、1 つは市の職員に対する啓発を行うという内容を推進方針 1 (2)の に残し、市職員における窓口での手話の対応についての項目を推進施策 2 に追加する形で整理したいと思うが、他の委員はいかがか。</p>
岩本委員長	<p>事務局から説明があったように、2 つに分けるという提案について、意見を求めたいが、いかがですか。</p>

尾形委員	鳥越副委員長が言われたように、2つに分けて整理するとすっきりする。
岩本委員長	私も2つに分ける方法で良いと思う。他に意見はないか。
池上委員	推進方針4に「前号に定める施策以外に、手話を普及するため必要な施策を講じるものとします。」とあるが、これも、「手話を普及するために必要なものは」という書き方になっているが、必要な施策は普及だけではないため、「この方針を実際に進めるために必要なものは」といったようにもう少し幅の広い言い方にならないか。
岩本委員長	事務局お願いします。
事務局	ここの表現については、普及に限らず、もう少し幅広い意味合いに修正する。
岩本委員長	他に意見はないか。各委員から意見を受け、修正する点も分かったと思う。それでは事務局より、次回の会議等について連絡をお願いします。
事務局	本日、各委員からいただいた意見を元に推進方針を整理し見直しを行う。 修正案が出来上がった時点で、各委員に再度確認いただき、追加の意見を伺った後、宍粟市手話施策推進方針として市長に報告する。 次回、第3回手話施策推進会議では、上半期における手話施策の推進状況、平成29年度の事業について協議いただき、予算措置等に反映していきたい。 開催日については、平成28年11月10日(木)午後2時から同会場で開催する。事務局からは以上である。 それでは、閉会の挨拶を鳥越副委員長にお願いしたい。
鳥越委員	本日は非常に深い議論ができたと思う。1つずつの文章の奥にある具体的なことに繋がるイメージができたのではないかと思う。第3回の会議でもお会いできること楽しみにしている。ご苦労様でした。

* 発言者の表記は、「議長」、「委員」、「事務局」とする。